

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和5年 7月 31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都千代田区二番町8番地8		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 永松 文彦			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	354 台	8 台	11 台	351 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	4602 台	11 台	143 台	4563 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	35	キログラム	-	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	137	キログラム	-	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	3回/年の保守点検及び、現場営業担当からの目視の簡易点検を2回/年実施しております。			
	廃棄時	京都府内におきましては、専門業者に外部依頼し、処理対応を行っております。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	3回/年の保守点検及び、現場営業担当からの目視の簡易点検を2回/年実施しております。			
	廃棄時	京都府内におきましては、専門業者に外部依頼し、処理対応を行っております。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	新店・改装店について、18年度以降継続して新冷媒(低GWP値)設備に変更し対応中。またCO2冷媒を利用したノンフロン冷凍・冷蔵設備についても新店中心に導入を進めております。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。